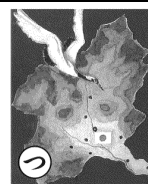




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月5日（火） 第10179号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（健康福祉課）	2
訓 令	
○群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令（契約検査課）	2

■ 規則

群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六号

群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成十年群馬県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中

「金 円」を「10%対象 金 円（内消費税金 円）」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中

変更後	日	年	月	日	(曜日)	時	分から
	施設及び名	年	月	日	(曜日)	時	分まで

変更後	日	年	月	日	(曜日)	時	分から
	施設及び名	年	月	日	(曜日)	時	分まで
使用料精算額 10%対象	追加	金	円	(内消費税金	円)		
	返還	金	円	(内消費税金	円)		

に改める。

附 則

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則により作成されている用紙があるときは、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 訓 令

群馬県訓令甲第二号

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月五日

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県知事 山本 一太

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令

群馬県建設工事執行規程（昭和四十年群馬県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号及び別記様式第八号の五中

「1 噴 通」を「1 噴 通 器」に改める。
2 フラグメンツ」を 2 フラグメンツ」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
